

熊本県福祉サービス第三者評価基準

【乳児院版】

- 評価項目
- 判断基準
- 評価の着眼点
- 評価基準の考え方と評価の留意点

※平成28年4月1日付け改正

令和3年（2021年）3月17日改定（令和3年（2021年）4月1日施行）

目次【乳児院版】

<共通評価基準>

- I 養育・支援の基本方針と組織
 - I-1 理念・基本方針
 - I-2 経営状況の把握
 - I-3 事業計画の策定
 - I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

- II 施設の運営管理
 - II-1 施設長の責任とリーダーシップ
 - II-2 福祉人材の確保・育成
 - II-3 運営の透明性の確保
 - II-4 地域との交流、地域貢献

- III 適切な養育・支援の実施
 - III-1 子ども本位の養育・支援
 - III-2 養育・支援の質の確保

<内容評価基準>

- A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援
 - (1) 子どもの権利擁護
 - (2) 被措置児童等虐待の防止策
- A-2 養育・支援の質の確保
 - (1) 養育・支援の基本
 - (2) 食生活
 - (3) 日常生活等の支援
 - (4) 健康
 - (5) 心理的ケア
 - (6) 親子関係の再構築支援等
 - (7) 養育・支援の継続性とアフターケア
 - (8) 継続的な里親支援の体制整備
 - (9) 一時保護委託への対応

I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1) I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人・施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人、施設の理念、基本方針が明文化の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人、施設内の文書や広報誌、広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、法人・施設福祉の使命や役割を反映した理念、これにもとづく養育・支援に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして良質かつ適切であることを基本理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図れるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

- 養育・支援や経営の前提として、施設（法人）法人、施設の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、養育・支援する施設（法人）法人、施設の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。
- 理念は、施設（法人）法人、施設における施設経営や養育・支援の拠り所であり、基本の考えとなります。また、施設（法人）法人、施設のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、養育・支援の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。
- 基本方針は、理念に基づいて施設の子どもに対する姿勢や地域との関わり方、あるいは施設が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。
- 基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもへの接し方、養育・支援への具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、養育・支援に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、施設に対する安心感や信頼にもつながります。
- 理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。
- 理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。
- 本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況を評価するものとなっていますが、施設（法人）法人、施設の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点をもって評価します。

【職員の理解】

- 理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

（5種別共通）

○社会的養護は、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益をめざして行われることを職員が共通認識として理解していることが必要です。

【保護者等への周知】

○理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、保護者等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、養育・支援に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

(3) 評価の留意点

○複数の施設を経営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各施設の実情に応じて施設ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○施設によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合がありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものと「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において施設として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○保護者等への周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。障がいのある子どもなど、個別の配慮を必要とする場合については、更に違った工夫も求められます。

○理念、基本方針のいずれも適切に明文化されている場合であっても、職員、子ども等への周知が不十分である場合は「b」評価とします。

○理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、いずれかの内容が不十分である場合や子どもへの周知が不十分である場合は「b」評価とします。

○理念、基本方針のいずれかが明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、職員への周知が不十分であるは適切に明文化され、職員の理解のもとに養育・支援が提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

(5種別共通)

○児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障される権利を有すること、児童の最善の利益が優先されるとの平成28年児童福祉法改正内容等を踏まえつつ、施設での養育はできるだけ「良好な家庭的環境」で行われることや、専門的ケアなどの観点に即して、施設の運営理念や基本方針に基本的な姿勢が明示されているかを確認します。

○「良好な家庭的環境」とは、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（雇児発0603第1号 平成28年6月3日）において、「施設のうち小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）を指す。」とされています。

○法改正の趣旨や通知等を踏まえて法人・施設として今後どのように具体化を図るか等について、法人・施設の実情に即して職員間での共通理解を図ることが肝要です。

(5種別共通)

○施設の運営理念や基本方針には運営指針等を踏まえ、子どもの権利擁護や家庭的養護の推進

の視点が盛り込まれ、施設の使命や方向、考え方が反映されているかを確認します。

《注》

*本評価基準における「施設長」とは、施設を実質的に管理・運営する責任者を指しますが、法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

*本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、施設に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、法人・施設施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営の基本として、施設経営をとりまく環境と法人・施設施設(法人)の経営環境状況が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに良質かつ安心・安全な養育・支援に努めることが求められます。
- 社会福祉事業全体の動向、施設が位置する地域での福祉に対する需要の動向、子どもの数・子ども像の変化、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータ等は、施設経営を中・長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。
- 施設の経営状況について定期的に分析しておくことも、施設経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。養育・支援の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また施設における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 施設経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した施設経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分で**は**ない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析に基づく取組は、施設として確立されたうえで組織的に実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、施設としての取組に位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるというとの観点で評価を行います。
- 公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。
- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（I-2-(1)-①が「c」評価の場合）は、「c」評価とします。
- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない **おらず、十分ではない。**
- c) 経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容で **明文化されている** **になっている。**
- 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、**経営状況・環境経営環境と経営状況**の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。
- 中・長期計画の策定において反映する**は、経営環境等の把握・分析は、理念や基本方針を具体化する事業や養育・支援を効果的に実施する観点から活用されている結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっている**ことが必要です。**経営環境等を理由として、理念や基本方針の具現化が図られないことがないようにします。**

【中・長期の事業計画】

- 「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。
- 中・長期計画については、以下を期待しています。
 - i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
 - ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
 - iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
 - iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

- 中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。
- 収支計画の策定にあたっては、入所する子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理する**など、財務分析を行う**とともに、**一定の財産については施設の増改築、建替えなどにもなう支出について積立てるなどの、資金用途を明確にすることもが**必要です。**適切な財務分析及び、資金（内部留保等）用途の明確化がなされていることも重要です。**

(3) 評価の留意点

- 本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき体制や設備といった**施設（法人）の**全体的な課題です。個々の子どもに関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。
- 中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のいずれかが策定されていない場合は「b」評価とします。

(5種別共通)

○公立施設については、施設長に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

単年度の計画（事業計画と収支予算）には、中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容をが反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。

単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。

単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。

単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画**予算**）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画**予算**）は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが**不可欠必要**です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支計画が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長**等**から聴取して確認します。

~~○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。~~

~~○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。~~

○中・長期計画が策定されていない場合（I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。
- 事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが施設として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が施設として定められ、実施されているかという点も重要です。
- 事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、施設の状況、子どもや地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(5種別共通)

- 勤務上、職員に直接の説明が出来ない状況にある場合、事業計画の職員への周知方法として、メールで配信する、見やすい場所に掲示する等の方法を行う場合もに加えて、より理解促進するをはかるための取組が必要です。

(3) 評価の留意点

- 事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。
- 評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。
- 事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。
- 職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外にはもとより中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。
- 中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。
- 事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、事業計画が、保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 事業計画は、保護者等への養育・支援に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。
- 事業計画の主な内容とは、養育・支援、施設・設備を含む居住環境の整備等の子どもの生活に密接にかかわる事項をいいます。
- 保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。
- また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。
- 保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。
- 「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。
- 養育・支援の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、施設が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。
- 養育・支援の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、養育・支援の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。
- 施設においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。養育・支援の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価や第三者評価基準にもとづく自己評価を活用するの実施や、第三者評価を受審することが考えられます。
- 自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。
- 養育・支援の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、施設としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。
- 養育・支援の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、この後評価実施後の各評価基準で示した事項示された改善課題が総合的、継続的に実施されることを通じて実現されるものです。
- 本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に養育・支援の質の向上に取り組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や、各評価基準において明らかになる必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

- 日常的な養育・支援の質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、施設として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。
- 例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な養育・支援の質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

(乳児院)

- 企業経営におけるPDCAサイクルとは異なり、各段階が重なり合っている点を考慮する必要があります。日ごろの養育・支援の質の向上に関する取組やしくみを確認して総合的に評価します。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題を明確にしているがについて、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。しているが、十分ではない。
- c) 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- 職員間で課題の共有化が図られている。
- 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を施設がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。
- 改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。
- 課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。
- 課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。
- 中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。
- 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（**災害、事故**・**災害**等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が施設の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、施設の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い養育・支援の実現に役割と責任を果たすことが求められます。
- 施設長が、施設をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員との信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い養育・支援の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、施設内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。
- 施設の経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（災害、事故・災害等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。
- 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において施設の経営・管理に関する方針と取組について表明するなど、施設内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることの双方を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設（法人）は、福祉サービスを実施する組織として、法令等を遵守した施設経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、施設（法人）の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。
- 施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、施設全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。
- また、施設における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。
- 施設（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

- 施設長自らの、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、施設の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることの双方を総合的に評価します。
- 施設として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。
- 遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、養育・支援の質の向上に関する施設の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

(5種別共通)

- 施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が養育・支援の質の向上に関する課題を正しく理解したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取り組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。
- 社会福祉法第 78 条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な養育・支援を提供するよう努めなければならない」とされています。
- 施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、施設における養育・支援の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を施設全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(5種別共通)

- 社会的養護関係施設は、子どもが選ぶことができない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、平成 23 年度の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が更に強化されたことを契機に、施設長の資格要件の強化や研修の義務化が行われています。

(3) 評価の留意点

- 施設長が養育・支援の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、施設に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

(5種別共通)

- 本評価基準では、自己評価や第三者評価の受審に基づく取組だけではなく、施設の実情に応じて「評価の着眼点」に示すような多様な取組を行っていることを評価します。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性実効性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な施設運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、施設（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い養育・支援の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な養育・支援の実施には不可欠となります。
- 施設長は、施設の将来性や継続性や、経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて施設を運営していくことが求められます。

(3) 評価の留意点

- 施設長の自らの取組とともに、施設内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる取組の双方を、具体的な取組によってを総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。

養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。

法人・施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

（5種別共通）

各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材の確保・育成や人員体制の整備について、施設として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い養育・支援を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。
- 計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、施設（法人）の理念・基本方針や事業計画に沿って、施設を適切に機能させるために必要な福祉人材や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障がい者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。
- また、社会福祉士、臨床心理士、心理職等の養育・支援に関わる資格を有する職員の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(5種別共通)

- 職員が、各職種の専門性や役割を理解し合い、互いに連携して施設として養育・支援に取り組む体制が確立していることが大切です。

(乳児院)

- そのため、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員を配置している場合には、それぞれが担う業務、役割を明示して、職員間での共通理解をはかることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に福祉人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。
- 採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該施設に関する具体的な考え方や取組を評価します。

(乳児院)

- 基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職員の機能を活かしているか確認します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人・施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人・施設の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT 等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、施設の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な施設については、規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数施設を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な施設を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはⅡ-2-(3)-①、教育・研修制度についてはⅡ-2-(3)-②、③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような施設内仕組みの工夫をしている。
- 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の内容を充実させるためには、施設として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。
- 「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。
- 職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、相談窓口を設置したりカウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。
- 福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望めます。
- 働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して施設的にとしてどのように取り組んでいるのかという点も評価します。
- 相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば施設長に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい仕組みの工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、施設組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は施設内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、施設内部に設置していれば評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。
(5種別共通)
- 職員の心身の健康と安全の確保に関わる取組については、困難なケースの抱え込みの防止や休息の確保などを含めて確認します。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。

個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が（目標項目、目標水準、目標期限）が明確かつ適切に設定されている。

~~職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。~~

職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。

職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、施設の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 目標管理制度は、施設（法人）の理念・基本方針をはじめとする施設の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。
- 職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、養育・支援の実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。
- 目標管理では、前提として「期待する職員像」（施設（法人）の理念・基本方針、養育・支援の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、施設の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。
- 設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。
- 目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、施設や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。
- 目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、施設長等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。
- 中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

- 職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。
- 評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する施設の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。
- 養育・支援の質の向上のために施設が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。
- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。
- 基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。
- また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設が**による**必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。
- 年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、養育・支援の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。施設として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。
- 施設が養育・支援全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の外、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。
- 法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして施設の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会等が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

(5種別共通)

- スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。**あわせて、施設がスーパービジョンの体制を確立し、職員の養育・支援技術の向上等に取り組んでいる状況を評価します。**

(2) 趣旨・解説

- 職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているか、職員の自己研鑽に必要な環境を確保しているかということが重要です。
- 教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。
- 教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施されることなどが必要です。
- 養育・支援に関わるニーズの複雑化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。
- 必要に応じて、たとえば面接技術向上のための社会福祉士資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。
- 施設において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(5種別共通)

○スーパービジョンの体制として、

- ・定期的にテーマを設定してスーパービジョンを行う仕組みをつくる
- ・施設長、基幹的職員などにいつでも相談できる体制をつくる
- ・職員がひとりで問題を抱え込まないように、組織として対応する
- ・職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが援助技術を向上させ、施設全体の養育・支援の質を向上させるといった取組が考えられます。

(3) 評価の留意点

- 研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。
- 研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。
- 「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、施設において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

(5種別共通)

- 階層別研修では、教育・研修の計画に新任職員研修も含め段階的な教育・研修が設定されているか確認します。

○スーパービジョンの体制（取組）は、他の評価細目による取組状況等をも踏まえ総合的に評価します。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。取組が十分ではない。
- c) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の養育・支援の専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 福祉の人材を育成すること、また、養育・支援に関わる専門職の研修・育成への協力は、施設の社会的責務の一つです。地域の特性や施設の種別、規模等、状況によって異なりますが、施設としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入れが行われている必要があります。
- 実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子どもへの配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、児童指導員、保育士等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師等の養育・支援に関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

- 受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。
- 実習生等の受入れについて、施設として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子どもへの配慮等について聴取します。
- さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 施設の事業や財務等に関する情報を公表公開しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 施設の事業や財務等に関する情報を公表公開していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表公開している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表公開している。
- 法人・施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人・施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設においては、養育・支援を必要とする保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。
- 社会福祉法第 75 条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。
- 施設の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による養育・支援を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。
- 養育・支援を実施する施設に対する、保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表公開などの養育・支援の質の向上に関わる取組をはじめ、各施設（法人）の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、施設のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。
- 「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ - 4 - (3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表公開されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

施設（法人）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

施設における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。

施設における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。

施設（法人）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。

外部監査の活用等により、施設（法人）の事業、財務に関するについて、外部の専門家によるチェックを行っている。監査支援等を実施している。

外部監査外部の専門家による監査支援等の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援に関わる施設においては、質の高い養育・支援を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、養育・支援を実施する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。
- 施設（法人）の経営・運営は、養育・支援の実施及び、業務執行に関わる「内部統制」＝施設経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。
- 具体的には、施設（法人）内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか施設（法人）の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。
- 施設（法人）における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど施設経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。
- また、特に公益性の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。
- さらに、公認会計士等の専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。
- なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言、各種の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が行う監査等を含めません。
- 特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。
- このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。
- 社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。
- ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、施設運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。

○外部監査の考え方は、以下のとおりです。

1. 外部監査の趣旨について

広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。

2. 外部監査の範囲について

①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査

②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等

③財務諸表以外の事項（法人の施設運営・事業等）の監査

3. 外部監査の実施者について

外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業について学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人の役職員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係がある者が外部監査を行うことは適当でないこと。

また、公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が、当該法人の会計処理業務を受託している場合においても、当該業務と外部監査業務が別個の契約として、締結されているなど、両業務が明確に区分されていれば、外部監査とみなして差し支えないこと。

4 その他

①外部監査結果の報告は書面で行われている必要があること。

②外部監査にあたるかは報告書や契約書の名称といった形式的なもので判断するものではないこと。

③第三者評価における外部監査の範囲は、熊本県が所轄庁として実施する社会福祉法人に対する指導監査実施周期を判定する際における外部監査の範囲とは異なるため、注意する必要があること。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。
- また、施設（法人）の規模を勘案したうえで、外部監査等外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックや外部監査その結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。
- 小規模な施設（法人）については、外部監査等外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。施設における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることと定期的確認することなどにより、施設経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの活動範囲を広げるための大切なプロセスです。
- 施設においては、子どもの地域活動への参加を推奨し、子どもが参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。
- 子どもと地域の人々との交流は、地域と施設の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。施設が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。
- 子どもの買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。
(5種別共通)
- 子どもの地域との交流を広げるために、施設の職員等が町内会や子ども会等、地域の諸団体の役員等として活動することも有効な手段です。(但し、支援形態によって差が生じることを考慮します。)

(5種別共通乳児院)

- 施設の養育・支援の趣旨に賛同した地域の人々が、法人や施設を支える会、後援会等を組織している場合もあります。

(5種別共通乳児院)

- 子どもの地域のボランティア活動の参加や、お祭りなど地域社会の活動へ参加を支援することも大切です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることを目的とした施設の取組について評価します。子どもが地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、施設や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。

地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。

ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している

ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。

~~学校教育への協力を行っている。~~

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と施設をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、施設は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。
- 施設の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入れや学習等への協力を検討・実施することが求められます。
- 多くの施設が、**様々さまざま**にボランティアの受入れや学習等への協力等を実施しているものと思われます。施設側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。
- ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

- 本評価基準では、ボランティアの受入れや、**地域の学校教育施設・体験教室の学習への教育**等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。
- マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、保護者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入れ時の説明の実施が必要です。
- 原則として、ボランティアの受入れや地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、施設の特性や地域性を鑑み、ボランティアの受入れが困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入れを想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。
- 評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

(乳児院)

- 施設の主催行事にボランティアを招くなど、ボランティアに施設をより深く理解してもらう取組をしているか確認します。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる機能や連絡方法社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- 家庭支援専門相談員（里親支援専門相談員）を中心に、児童相談所と連携し、里親への委託の推進や新規の里親開拓のための業務を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設として、子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となることと、退所後の養育・支援の継続性をも念頭において、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的にな把握しや、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもによりよい養育・支援を実施するし、退所後も養育・支援の継続性を確保して社会生活を実現していくためには、地域の様々さまざまな機関や団体との連携がも必要となります。
- ここで言う「必要な関係機関・団体等」とは、子どもへの養育・支援の質の向上のやその継続性等を確保するために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の施設やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。
- 子どもに対してより良い養育・支援を行うとともに、また、施設が地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。
- 取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他施設と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する養育・支援の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。
- 築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。
- 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図ることも養育・り支援を実施するしていくことも、施設として重要な役割となります。です。

(乳児院)

- 児童相談所と施設は保護者等の情報を相互に提供することが重要です。

(3) 評価の留意点

- 関係機関・団体等の機能や連絡方法の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

(5種別共通)

- 退所が近い子どもの自立支援計画に退所後の生活の見立てが書かれていることを確認するとともに、養育・支援の継続性を念頭においた関係機関・団体との連携について、養育・支援の記録や聞き取りなどから確認します。
- 職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。
- 家庭支援専門相談員（里親支援専門相談員）を中心に、児童相談所と連携し、里親への委託の推進や新規の里親開拓のための業務を行っているか確認します。
- 評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□施設のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。

□施設の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。

□施設の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

□災害時の地域における役割等について確認がなされている。

□多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。

□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設（法人）が有する機能を、地域に開放・提供する地域社会における福祉向上に役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 地域との関わりを深める方法として、施設の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。
- 具体的には、保育、障がい者（児）、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。
- また、施設は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。
- 施設がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。
- 施設のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。
- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。
- 施設（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、養育・支援を実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。
- また、施設（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズを把握する取組にもつながります。
- さらに、日常的な養育・支援の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない子どもや保護者等のニーズを把握することも必要です。
- このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

- 施設の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われそうですが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。
- 施設ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を徴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これに等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これに等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

施設の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。

民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。

把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。

把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。

福祉（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。

地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設(法人)が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく施設や生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、社会福祉に関する知識と専門性ととも福祉サービスを実施するという公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行うことが必要です。
- 地域住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要です。
- 日常的な養育・支援の実施を通じて、当該養育・支援では対応できない子ども等のニーズを把握することも必要です。
- また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための施設の公益的な事業・活動を行うことも必要です。特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- 地域社会では、地域経済や生活環境の変化等(核家族化による子育て環境の変化、雇用環境の変化、ひとり親世帯の増加、子どもの貧困の問題等)により、従来の社会的養護が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、施設による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。
- 施設(法人)においては、その有する機能をもって地域の生活課題・福祉課題福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための施設(法人)による公益的な事業・活動を行うことも必要です。
- 特に、社会福祉法人については、その使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。
- また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。
- こうした施設(法人)の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、施設(法人)において地域の福祉ニーズや事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
- また、災害時には、子どもの安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

（5種別共通）

○新たな事業・活動や企画の実施の時には、必要に応じて子ども等に対して説明し、その意向を尊重していることも大切です。

（3）評価の留意点

○施設が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼により事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、いままで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に施設が独自に実施していた事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象とします。

○社会福祉法人が運営する施設においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。

○施設（法人）等の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。

○地域での公益的な事業・活動は、施設（法人）が実施する地域の福祉ニーズに応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。

○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、施設（法人）の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。

○施設ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○地域での公益的な事業・活動の情報発信については、Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。
- 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○養育・支援の実施では、子どもの意向を尊重することは当然ですが、さらに、子どものQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○施設内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する施設内の勉強会・研修や、養育・支援の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。

(3) 評価の留意点

○施設の種別や子どもの年齢の違いによって、子どもの尊重の具体的な留意点は異なるので、施設としての基本姿勢と、施設全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。施設の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、施設内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員の職員への研修によりその理解が図られている。

子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、子どものプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。

一人ひとりの子どもにとって、生活の場になさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。

保護者等にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。

規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。

不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どものプライバシー保護をはじめ、虐待防止といった子どもの権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知する理解をはかるための取組を行うとともに、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した養育・支援の実施における重要事項です。また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった子どもの権利擁護に関わる取組も同様です。
- ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子どものプライバシー保護については子ども尊重の基本であり、たとえば、子どもが他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。子どもからの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。
- 日常的な養育・支援の実施においては、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこころよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。
- プライバシー保護と権利擁護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を保護者等に周知することも求められます。また、施設において、プライバシー保護や権利擁護に関わる不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。

(3) 評価の留意点

- 子どものプライバシーと権利擁護に配慮した養育・支援の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、施設の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底する理解をはかることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価とします。です。
- 養育・支援の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。
- 入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、施設の子どもや養育・支援の特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた施設としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。
- 評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。
- 個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 保護者等が養育・支援を利用するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。
- 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。
- 施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学等の希望に対応している。
- 保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援を必要とする子どもや保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第75条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス利用の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。
- 資料は、子どもの視点に立った、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。
- 施設の入所予定の保護者等については、個別にていねいな説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。
- 情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

- 養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者等が情報を簡単に入手できるような取組、保護者等にとってわかりやすい工夫が必要です。
- 養育・支援の内容等について施設が積極的に情報提供を行うことを求めています。入所予定の保護者等に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。

養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。

養育・支援の開始・過程においては、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。

説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。

意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、養育・支援開始及び過程において、保護者等にわかりやすく説明を行い、**可能な限り主体的な選択のもとで**同意を得ようとしている**か**ることについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 養育・支援の開始や過程においては、保護者等の自己決定に十分に配慮し、養育・支援の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。
- 養育・支援の開始や過程における説明は、保護者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。
- 説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-①）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

(5 種別共通)

- 保護者等の自己決定にあたっては、必要に応じて保護者等の気持ちに寄り添い、さまざまな状況において**権利と利益 権利保障と子どもの利益**が守られるような支援を選択できるように自己決定のための支援を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

- 施設における説明は、どの保護者等に対しても、施設が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な子どもに対しては、施設がどのような援助の方法をとっているかを確認します。
- 評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、保護者等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。
- 評価方法は、訪問調査において説明に関する**また**、書面を確認することとあわせて、保護者等の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり
養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。
- b) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等を行う場合、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。
- 地域・家庭への移行にあたっては、保護者等の意向を踏まえ、他の施設や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。
- 他の施設への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。
- 施設を退所した後も子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、保護者等に伝えておくことも養育・支援の継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(5種別共通)

- 子どもの発達や生活の記録、育ちに関するアルバムの作成などを行い支援の継続性に活用することが大切です。

(5種別共通)

- 社会的養護関係施設では、地域での生活や家庭復帰に向けて必要となる支援や、施設退所後のアフターケアが子どもの安定、安心した生活に欠かせないことから、各施設が有する専門性を活かした取組が求められます。

(5種別共通乳児院)

- 養育・支援の内容や措置変更や、地域・家庭への移行に当たっては、ケース会議を開催し、措置機関や関係行政機関と協議のうえ、適切な時期、その後の生活等について検討します。(乳児院)
- 措置変更先の施設や里親等と連携を密に行い、新しい施設環境に慣れるための具体的なプログラムを考え実行することや、措置変更先の施設や里親と子どもの保護者等との顔合わせ等の配慮を行います。

(3) 評価の留意点

- 措置変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない養育・支援の提供等への配慮を具体的に評価します。
- 必要に応じて、行政や関係機関、他の施設等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。
- 評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 子どもの満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- 職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。
- 把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども本位の養育・支援は、施設が一方向的に判断できるものではなく、子どもや保護者等がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。養育・支援においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、子どもの満足を組織的に調査・把握し、これを養育・支援の質の向上に結びつける取組が必要です。

(5種別共通)

- 福祉施設における満足の把握は、子どもや保護者等の視点から施設を評価するもので、養育・支援を向上するために必要なプロセスです。子どもや保護者等の視点からの評価であり、主観的な内容も含まれますが、子どもの尊重を具体化する重要な取組の一つとなります。

(5種別共通)

- 福祉施設における満足は、日常生活において子どもの人格が尊重され、精神的・情緒的な安定と豊かな生活体験等により、よりよく生きることが保障されていることでもあります。

(5種別共通)

- 施設における満足については、養育・支援を含む生活全般に関わる状態や過程の把握、また、生活環境等の個別の領域ごとに把握する方法があります。当該施設において養育・支援の基本方針や子どもや保護者等の状態等を踏まえた考え方や方法により取組を進めます。

- 子どもの満足に関する調査の結果については、具体的な養育・支援の改善に結びつけること、そのために施設として仕組みを整備することが求められます。

- 養育・支援の質を高めるためには、施設として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応と言うことはできません。

- 子どもとの日々の関わりなどから継続的に把握した結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議の開催等の仕組みが求められます。

- このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、施設全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

- 施設の事業種別や養育・支援の内容の違いによって、子どもの満足の具体的な内容は異なるので、施設として子どもの満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足を把握した結果を活用し、組織的に養育・支援の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

(5種別共通)

- 保護者等の満足の把握についても、当該施設の特性等を踏まえながら可能な範囲で実施されているか確認します。

- 具体的には、子どもとの日々の関わりのなかでの満足の把握、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、満足を定期的に把握すること等があります。子どもの満足に関する把握等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

- 評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を回った記録が適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。
- 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た子どもや保護者等に配慮したうえで、公表している。
- 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 社会福祉法第 82 条では、社会福祉事業の経営者は、保護者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、施設の各最低基準・指定基準においては、保護者等からの苦情への対応が規定されています。
- 苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（施設長、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、保護者等の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 法令で求められる苦情解決の仕組みが施設の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また施設が苦情解決について、養育・支援内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり養育・支援の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。
- 施設においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて養育・支援の質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

- 苦情解決の仕組みについては、保護者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した保護者等への経過や結果の説明、申出した保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。
- また、施設として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、養育・支援の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。
- 第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子ども保護者等に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを子ども保護者等に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者等が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- 保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、保護者等が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が施設として整備されているか、また、その内容を子どもに伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 保護者等が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、子ども本位の養育・支援において不可欠であることは言うまでもありません。施設として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。
- 相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。
- 意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します

(3) 評価の留意点

- 保護者等の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面の確認及び施設内の見学等で確認します。
(5種別共通)
- 保護者等が自由に意見を表明できるよう、保護者等と職員の関係づくりに取り組んでいるかどうか確認します。
(5種別共通)
- 普段の子どもの表情や態度からも気持ちや意見を読み取るように取り組んでいるかどうか確認します。
(5種別共通)
- 発達段階や能力によって十分に意思を表明することができない子どもに対して、職員が代弁者としての役割を果たすよう努めているかどうか確認します。
(5種別共通)
- 相談や意見を述べる際に秘密が守られること、またそれを保護者等が理解していることを確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者等からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。対応が十分ではない。
- c) 保護者等からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。をしていない。

評価の着眼点

相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。

意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。

相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。

職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。

苦情や意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。

対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、苦情に限定するものでなく、保護者等からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

- 苦情に関わらず、養育・支援の内容や生活環境の改善等に関する保護者等からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。施設においては、保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、養育・支援の質を向上させていく姿勢が求められます。
- 苦情について迅速な対応を行うことはもとより、保護者等の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、養育・支援の質と保護者等からの信頼を高めるために有効です。
- 苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。
- 意見等に対する施設の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。
- 対応マニュアル等においては、保護者等の意見や要望、提案等にもとづく養育・支援の質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、保護者等への経過と結果の説明、公表公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

- 意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に養育・支援の改善につなげている取組も含めて評価します。
- 苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している施設の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう保護者等の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において施設としての取組を聴取し、書面等で確認します。
(5種別共通)
- 意見、要望、提案等への対応は、保護者等の意向をよく聴き、それに基づいているか確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を施設として収集していない。

評価の着眼点

- リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し養育・支援の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設におけるリスクマネジメントの目的は、養育・支援の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。
- また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と施設の実態にそくした効果的な取組のために有効です。
- ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、養育・支援の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。
- 養育・支援の実施に関わる設備・遊具・備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した養育・支援の前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、施設の特性に応じて検討・対応します。
- リスクマネジメントの体制整備の面では施設長のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には養育・支援を実施する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(乳児院)

○施設では、虐待を受けた子ども等について、保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応が必要となる場合があります。各施設の状況を把握し、取組・対応が必要な場合には、本評価基準で評価します。

(5種別共通)

○薬品、刃物、電気製品など危険物の収納管理など、事故を未然に防ぐための取組を組織的に行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。
- ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。
- 感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

(乳児院)

○窒息等の睡眠時の事故への対策について確認をします。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、内容評価基準「~~A-2-1-(8)~~④A-2-(4)-①」で取り扱います。

(乳児院)

○保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応にあたっては、児童相談所との連携や緊急の事態に備えて地域の警察との情報交換を日頃から行っているかにも留意します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、
取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。

感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。

担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。

感染症の予防策が適切に講じられている。

感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。

感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急な子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、養育・支援の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、施設内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、養育・支援に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、**火事**等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、**火事**等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、**火事**等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

災害時の対応体制が決められている。

立地条件等から災害の影響を把握し、~~建物・設備類、~~**発災時においても**養育・支援を継続するために**「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策を講じている。****・訓練等を行っている。**

子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。

食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。

~~防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。~~

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、地震、津波、豪雨、**火事**等の災害に対して、**施設に入所（利用）している**子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの安全を確保するためには、養育・支援上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。
○施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。
- そのため施設においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）**をはじめ「事業継続計画」（BCP）をあらかじめ定めておく、必要な対策・訓練を行う**ことが求められます。
- 通所・訪問や子育て支援に関する事業など実施する施設では、災害発生時の安否確認について、他の施設や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所施設については、保護者等と話し合う、保護者等への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。
- 施設においては、災害時においても、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続することが求められます。「事業（養育・支援）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

- 消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、**「事業継続計画」（BCP）を策定し、より実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認**します。
たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。
- ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども及び職員の安否確認の方法の確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。
○ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

【判断基準】

- a) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた養育・支援が実施されている。
- b) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。
- c) 養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

標準的な実施方法が適切に文書化されている。

標準的な実施方法には、子どもの尊重、**や権利擁護とともに** プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。

標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。

標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設における養育・支援の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて養育・支援が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設における養育・支援の実践は、子どもの状況や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に実践すべき内容の組合せです。
- 標準化とは、画一化とは異なり、養育・支援をする職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な養育・支援と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な養育・支援の実施を目的としたマニュアル化を求めものではありません。
- 標準化とは、各施設における子どもの状況等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による養育・支援の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、養育・支援の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の施設の環境に応じた業務手順等も含まれ、養育・支援全般にわたって定められていることが求められます。
- また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを施設として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない養育・支援が実施されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(5) 種別共通乳児院

- 養育・支援についての標準的な実施方法は、継続的に検討され、その検討が記録されていることが求められます。検討結果は常に実施方法に反映するようにします。

(3) 評価の留意点

- 標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた養育・支援の実施状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な自立支援計画との関係性、標準的な実施方法にそった養育・支援の実施がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。
- 標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。
- 評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。
- 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 標準的な実施方法については、子どもが必要とする養育・支援内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、施設として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、養育・支援の質の向上にとって必要です。
- 標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、自立支援計画の状況を踏まえ行われなければなりません。
- 標準的な実施方法を定期的に見直すことは、養育・支援の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が施設として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

（5種別共通）

- 見直しの時期は、少なくとも1年に1回は検証し、必要な見直しが行われているか確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 自立支援計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。
- 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、保護者等子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別な自立支援計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの特性や状態、必要な支援等の内容に応じた養育・支援において、子どものニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「自立支援計画」、つまり個別な自立支援計画（子ども一人ひとりについてニーズと具体的な養育・支援の内容等が記載された個別計画）が必要です。
- 自立支援計画の策定にあたっては、施設での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、自立支援計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。
- 自立支援計画策定の責任者については、必ずしも自立支援計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して自立支援計画の内容の決定までを統括する、また保護者等への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。
- アセスメントは、子どもの身体状況や生活状況等を把握するとともに、子どもにどのような養育・支援上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもの状況を正確適切に把握し、ニーズを明らかにすることは、自立支援計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体心身の状況や生活状況あるいはニーズを定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 養育・支援開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①養育・支援の開始前後におけるアセスメントに関する手順が施設として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。
- 自立支援計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、総合的な視点から子どものより良い状態を検討する必要があります。

(5種別共通)

- 様式の中には、子どもの強みや長所など伸ばすことも記載すること、アセスメントは、子どもの担当職員をはじめ、個別対応職員、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員などが参加するケース会議で合議して行うことが、大切です。

(5種別共通)

- 児童相談所等と援助方針について打ち合わせ、自立支援計画に反映することになっています。策定した自立支援計画は児童相談所等に提出し、共有しています。

(5種別共通)

- 自立支援計画には、支援上の課題と、問題解決のための支援目標と、目標達成のための具体的な支援内容・方法を定めています。支援目標は、保護者等に理解できる目標として、表現し、努力目標として保護者等に説明し、合意と納得を得て決まります。

(5種別共通)

- 発達理論、障がいに関する等様々な科学的知見に基づいて、乳幼児の抱えている課題につい

て理解を深め、関係性に関する理論や虐待発生のリスクやメカニズム等の知見に基づいて、保護者等の抱えている課題について理解を深め、自立支援計画を策定します。

(5種別共通)

○策定された自立支援計画を、全職員で共有し、支援は統一かつ総合されたものとするのが大切です。

(3) 評価の留意点

○子ども一人ひとりの自立支援計画の策定が、法令上求められる施設については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、保護者等の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく養育・支援がなされているか、養育・支援の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

○自立支援計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、施設の状況に応じて異なりますので、施設として自立支援計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。

○アセスメント結果を自立支援計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を自立支援計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を自立支援計画に反映しているか等を記録等から判断します。

○保護者等の意向の反映については、自立支援計画に保護者等の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。

○評価方法は、訪問調査において、自立支援計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、子ども数名分の自立支援計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。

○また、自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

~~○また、自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。~~

○子ども一人ひとりの自立支援計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。自立支援計画の策定が法令上求められる施設については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。
- b) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施していない。

評価の着眼点

□自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。

□自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。

□見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。

□自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。

□自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の質の向上を継続的に図るためには、策定した自立支援計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。
- 自立支援計画の評価・見直しに関する施設として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望めます。
- また、養育・支援の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での養育・支援の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。
- 自立支援計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる施設はもとより、それ以外の施設についても、適切な期間・方法で計画の見直しが行われているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容（ニーズ）など、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされて、養育・支援の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(5種別共通)

- 計画の見直し時には、支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について分析、検証を行い、専門性や技術の向上に努め、施設全体の支援の向上に反映させる仕組みを構築します。

(5種別共通)

- アセスメントと計画の評価・見直しは、少なくとも半年ごとに定期的に行い、かつ緊急の見直しなど必要に応じて行うようにします。

(3) 評価の留意点

- 自立支援計画が日常的な養育・支援の場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。

- 自立支援計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者等もの意向の確認と同意を得られているかが留意点です。
- 定期的な評価結果に基づいて、必要があれば自立支援計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。
- 自立支援計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる施設については、取組がなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子ども一人ひとりに対する養育・支援の実施状況は、施設の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。
 - 適切に記録されているとは、自立支援計画にそってどのような養育・支援が実施されたのか、その結果として子どもの状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。
 - また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、施設としての取組を評価します。
 - 子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、養育・支援の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや自立支援計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。
 - 共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。
 - 情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や養育・支援内容の内容が十分でない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。
- (5種別共通)
- 子どもの強みや長所、あるいは発見などについて配慮しながら記録することが大切です。
- (5種別共通)
- 記録の共有化の範囲やルールをあらかじめ定めてあるか、また、状況に応じてその範囲を随時検討します。

(3) 評価の留意点

- 引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、施設の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、子ども数名の自立支援計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもに関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。
- 施設が保有する子どもや保護者等の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや保護者等に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。
- 個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「改正個人情報保護法」（平成29年5月30日全面施行）」とともに、福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等の理解と、取組が求められます。
- 厚生労働省は、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）」、「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日通達）」を示しています。
- とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない施設（法人）にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組をはかることで子どもや保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。
- 一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子どもへの配慮等が求められます。
- ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

- 評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

A-1 子ども本位の養育・支援

A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

A① A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。

【判断基準】

- a) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。
- b) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践しているが、十分ではない。
- c) 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることの職員の共通の理解がなく、日々の養育・支援において実践していない。

評価の着眼点

☐ 養育・支援の内容が子どもにとって最善の利益になっているか、振り返り検証する機会が設けられている。

☐ 職員が、子どもの最善の利益の実現を目指し、子どもによりそい、その思いを代弁する役割と使命を共通理解し、その実現に努めている。

☐ 子どもの最善の利益を実現させるために、日々の養育・支援に関する姿勢や子どもへの接し方等について、振り返り改善する取組を行っている。

☐ 施設全体の養育・支援の質の向上を図るために、研修や自己研鑽によって職員が専門性を高めている。

☐ 養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図る機会を設け、協働性を高めるよう取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、「子どもの最善の利益」を目指した養育・支援の視点が、施設における方針として明確に示され、職員の共通理解のために具体的な取組がなされ、かつ、日常の実践に活かされていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会的養護にかかわるすべての人たちは、子どもに寄り添い、子どもの思いにこころを寄せ、「子どもの最善の利益」のために何をすべきかを第一に考えなければなりません。

○特に、自分の意思を伝えることが難しい乳幼児を対象とする乳児院においては、子どもの立場にたって考え、アドボケーターとして養育・支援を行うことが求められます。

○子どもの最善の利益を目指した養育・支援を行うために、職員一人ひとりが倫理観、人間性並びに職員としての職務及び責任の理解と自覚を持たなければなりません。

○乳児院では、まず、子どもの人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を大切にす養育・支援が必要です。

(3) 評価の留意点

○施設全体の質の向上を図るため、職員一人ひとりが、養育実践や研修を通じて専門性を高めるとともに、養育実践や養育の内容に関する職員の共通理解や意見交換を図り、協働性を高めるための取組が行われているかを確認します。

○職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者等との信頼関係を形成していく中で、職員が常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って養育・支援に当たるための工夫が行われているかを確認します。

○子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護

A① A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

【判断基準】

a) 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

b) -

c) 子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。

評価の着眼点

□子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。

□権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援への取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの権利擁護においては、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障する取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、その意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○社会的養護関係施設では、子どもの心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、保護者等の状況を把握することが可能です。入所している子どもに限らず、虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことも重要です。

(3) 評価の留意点

○子どもの権利擁護に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○子どもの権利擁護は、社会的養護関係施設の使命・役割の基本であり、法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

○権利侵害等がないよう、日頃からのさまざまな取組が重要です。前回の第三者評価受審からの権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○子どもの権利擁護についての規程・マニュアルの整備、研修の実施等については、共通評価基準「I-1 理念・基本方針」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○子どもの最善の利益を目指した養育に関する理念を職員が共通理解するための取組として、「乳児院倫理綱領（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

○子どもの最善の利益を目指した、具体的な職員のかかわりや姿勢について理解し、日頃の養育を振り返るための取組として、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント（全国乳児福祉協議会作成）」を活用している場合には、本項目で評価します。

A-1-(2) 被措置児童等虐待対応の防止等

A② A-1-(2)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰等を行わないよう徹底している。
- b) —
- c) 体罰等を行わないための取組が十分ではない。

評価の着眼点

□ 「就業規則」等の規程に具体的な例を示して体罰等の禁止を明記している。

□ 体罰等があった場合を想定して、施設長が職員にその原因や体罰等の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。

□ 体罰等の起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、体罰等を伴わない的確な援助技術を習得できるようにしている。

□ 体罰等の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰等を取り上げ、行われていないことを確認している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設における体罰等を行わないための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳児院では、いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為は許されるものではありません。

○職員研修等を通じて体罰等を行わないことへの意識を高めることのほか、日頃から体罰等の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、体罰等を必要としない援助技術の習得を図る等の取組が求められます。

(3) 評価の留意点

○体罰等があった場合を想定し、施設長がその原因や体罰等の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが整備されているかを確認します。

~~A③ A-1-(2)-②~~ **A② A-1-(2)-①** 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。
- b) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価の着眼点

不適切なかかわりの防止について、具体的な例（ヒヤリハット等）を示し、職員に徹底している。

会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。

不適切なかかわりに迅速に対応できるように、乳幼児からの訴えやサインを見逃さないよう留意している。

不適切なかかわりがあった場合を想定して、施設長が職員にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うようリスクマネジメントがなされている。

不適切なかかわりの起こりやすい状況や場面について、研修や話し合いを行い、これによらない援助技術を習得できるようにしている。

不適切なかかわりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取り上げ、行われていないことを確認している。

不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
 見直し等の検討・取組を行っている。

不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。

被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設における体罰や~~おいて~~子どもの人格を辱めるような行為も~~を~~含み、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見に向けた具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○~~体罰や子どもの人格を辱めるような懲戒以外の不適切なかかわりも絶対に許されるものではありません。~~

○施設は、子どもへの不適切なかかわりを防止するために定期的に施設全体で研修等を行うことや権利擁護マニュアル等の内容を理解することが必要です。

○研修等においては、不適切なかかわりの具体的な例を示して職員にその防止を徹底するとともに、実際に行われていないことを施設として確認していることが必要です。

○また、不適切なかかわり防止の視点から、ヒヤリハット事例の蓄積と活用、職員体制（配置や担当の見直し等）の検討等を行うことも大切な取組です。

○不適切なかかわりの具体例を示し、子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法を学習するための機会を設けていること、また、子どもからの訴えを受け止める体制整備等も求められます。

○不適切なかかわりがあった場合、発見した職員や子どもの対応を含めてその報告や記録等に関する施設としてのルールを定めておくこと、そのとおりに対応がはかられていることが必要です。

○なお、被措置児童等虐待の届出・通告などについて、施設長はもとより全職員が熟知することが求められます。

(3) 評価の留意点

○不適切なかかわりがあった場合を想定し、施設長がその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みが整備されているかを確認します。

○日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている具体的な内容を確認します。

A④ A-1-(2)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。
- b) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、対応しているが、十分でない。
- c) 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備していない。

評価の着眼点

被措置児童等虐待の届出・通告制度について、対応マニュアルが整備されている。

被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたとき、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができています。

被措置児童等虐待の届出・通告があった場合に、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備されている。

被措置児童等虐待の届出・通告制度について、研修会などで職員に周知をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設における被措置児童等虐待の届出・通告の制度（児童福祉法第33条の10～第33条の17）に対する対応への体制整備について評価します。

(2) 趣旨・解説

○被措置児童等虐待は、様々な事情により施設等で生活することを余儀なくされた子どもたちの人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではありません。

○被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合、都道府県市の指導に従い、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなど、施設運営の改善を行い、再発防止に努めることが求められます。

○今後、未成年後見制度についても取組が求められています。

(3) 評価の留意点

○被措置児童等虐待対応ガイドラインについて施設長や職員に十分な周知が行われているかを確認します。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本

~~A⑤~~ A-2-(1)-④ **A③** ~~A-2-(1)-①~~ 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制を整備している。
- b) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるように努めているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が特定のおとなと愛着関係を築くことができるような体制がない。

評価の着眼点

- 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかかわりを心がけている。
- 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。
- どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。
- 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。
- 担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。
- 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体のふれあいを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。
- 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの乳幼児が特定のおとなと個別のかかわりを持ち、愛着関係を築くことができるようにするための体制整備について評価を行います。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期は、身体的発達、人格形成においても、その基盤が形成される重要な時期です。この時期の不適切な養育がもたらす心身への影響は極めて大きいものです。そのため、乳幼児には、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかかわりが必要であり、そのための養育環境を十分に整備しておく必要があります。中でも、被虐待経験のある乳幼児は、適切な愛着関係や母子関係など人との信頼関係の構築がなされないことから、一般的に養育者との間に問題が生じやすく、将来の人格形成にも極めて深刻な影響を及ぼす恐れがあります。そのため、早期からの適切な養育支援により、虐待の影響からの回復と健全な育ちを保障していく体制づくりが必要です。

○保護者等から離れて暮らす乳幼児にとって、個別のかかわりを持つことができるおとなの存在は、心身の成長発達に欠かせないものです。特定のおとなと愛着関係を築くことで、乳幼児は他人に対する信頼感と自己肯定感を育てることができるのです。

(3) 評価の留意点

○基本理念や職員体制、職員による乳幼児との愛着関係を育むための取組、被虐待児童への特別な配慮等を評価します。

○乳幼児の愛着行動の発達過程において、月齢6ヶ月以降は特定のおとなとの愛着関係を深める時期であることから、乳児から幼児への移居~~発達段階~~などによってそれまでの担当養育者が別の担当養育者に交代することは、極力避けなければなりません。愛着の対象者を保障するために、施設として、入所から退所まで基本的に一貫した「担当養育制」をとるなどの工夫が行われているかを評価します。

○ただし、担当養育者の退職や休職、あるいは担当児との間でより良い関係性を築くことが難しい場合などには、担当養育者の交代も止むを得ない場合もあることに留意します。

~~A⑥ A-2-(1)-②~~ **A④ A-2-(1)-②** 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。

【判断基準】

- a) 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。
- b) 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障する取組が十分ではない。
- c) 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障されていない。

評価の着眼点

- 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。
- 施設に子どもが安心して暮らせる温かな家庭的雰囲気がある。
- 居室が安心して、くつろいだり、落ち着ける場所になっている。
- 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。
- 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。
- 満足感の得られる養育者との遊びの時間を提供している。
- 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日々のいとなみを通し、子どもを主体とした育ちが豊かに保障されているか評価を行います。

(2) 趣旨・解説

- 子どもを主体とした育ちを保障するためには、安全に配慮しながら、子どもが好奇心を刺激され、充実した遊びや生活体験を積み重ねるための取組が重要です。その際、自然にふれあいながら、豊かな体験を心に取り入れる工夫も大切です。また、そうした生活環境の中では、自分が所有するものを意識できるようにする取組も重要となります。

(3) 評価の留意点

- 乳児院における養育の基本は、子どもが養育者とともに、時と場所を共有し、共感し、応答性のある環境のなかで、生理的・心理的・社会的に要求が充足されることです。個々に応じて日々のいとなみが柔軟に遂行されるよう心がけられているかを確認します。
- 「豊かな生活」は、物理的環境だけにとらわれず、人的環境としての養育者との関係性が、和やかで心地よいものであるかも観察が必要です。
- 戸外遊びや買い物、畑での野菜や果物を育て収穫する体験など、その施設独自の「豊かな生活」を保障している内容を確認します。
- 安全面の配慮として、一般家庭では低い位置に設けられるコンセントが高い位置に置かれているなどの配慮も確認します。
- 着眼点以外にも、小規模グループによる養育など、施設独自の工夫、取組があれば評価されます。
- 「家庭的養護」の必要性が叫ばれていることを考慮し、「小規模グループケア」を実施している施設以外でも子どもが生活する場を一般家庭のそれに近づけるような工夫がなされているかを確認します。

~~A⑦~~ A-2-(1)-③ ~~A⑤~~ A-2-(1)-③ 子どもの発達を支援する環境を整えてい
る。

【判断基準】

- a) 子どもの発達を支援する環境を整えている。
- b) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達を支援する環境を整える取組をしていない。

評価の着眼点

- 養育者は、月齢による発達特性(自我の表出等)を認識し、養育に当たっている。
- 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。
- 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。
- 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。
- 言葉を獲得し話し始めた子どもの問いかけには、できる限りその場で応答している。
- 「いや」など駄々をこねたり、自分を表現する力がまだ十分でない子どもの気持ちをくみ取ろうとしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの発達を支援する環境が整えられているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○発達を支援する環境を作り出すためには、乳幼児が安全であると感じ、安心感を持てるようにすることが大切です。子どもが何かをしたときに、適切な応答があれば、子どもは自分に対する自信を持つことができるようになり、周囲への信頼感を高めます。このような応答的な環境を整えるとともに、入所前の子どもの生活状況や月齢の違いによる発達特性を考慮して、その時に必要な対応をするように努めることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 子どもの心の発達が順調に進み、心理的に健康であるために、子どもが安全であると感じ、安心感を持てるよう配慮を行っているかを確認します。
- 子どもは、安全で安心感のある環境のもと、周囲の人の豊かな愛情と、応答的で継続的なかわりを通しておとなや世界に対する絶対的な信頼を獲得していきます。養育者が子どもの情緒の表出に心を響かせ、タイミングよく仕草や言葉で応答することにより、子どもが自分の思いを共有してもらう他者の存在を獲得できるように心がけているかを確認します。
- 子どもへの働きかけや言葉かけが適切であるかを確認する体制として、自らの養育の振り返りが出来るシステム（自己評価、カンファレンス、スーパービジョンなど）や適切なツール（チェック項目）などの体制が整備され、それらを活用して実施できているかを確認します。

A-2-(2) 食生活

~~A8~~ A-2-(2)-④ ~~A6~~ A-2-(2)-① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて、適切な授乳を行っている。
- b) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせて授乳を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児の状態に合わせた授乳を行っていない。

評価の着眼点

- 授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。
- 授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。
- 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。
- 一人飲みをさせていない。
- 生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、乳幼児に対して適切な方法により授乳が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児期の栄養は、もっとも基本的な命の保障のために必要であり、順調な発育・発達に大きく影響します。まず、基本的な月齢別栄養所要量(水分量も含め)を知ることが大切であるとともに、ミルクの必要量、授乳間隔については個人差が大きく、授乳は乳幼児が欲しいときに欲しいだけという自律授乳が一般的な考え方の基本であることを認識します。ただし、調節能力の不十分な乳幼児にはミルクの量、時間をコントロールする必要があります。

○乳幼児は、栄養だけでなく養育者のやさしくあたたかい心も同時に飲んでいきます。養育者はしっかり乳幼児と目を合わせ、呼吸を合わせながら集中して心をこめた対応を心がけることも重要です。

(3) 評価の留意点

○授乳は乳幼児の成長の基本となります。まず、発達に応じた量や時間の間隔、排気のさせ方などの基本的な援助方法が、マニュアル等によって施設内で共通理解されていることを確認します。

○その上で、一人ひとりの乳幼児の個性やその日の体調などに合わせた個別の対応、授乳中乳幼児が安心した状態でいられるような配慮などについて、具体的な工夫や取組を評価します。

~~A9~~ A-2-(2)-2 ~~A7~~ A-2-(2)-2 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行
っている。

【判断基準】

- a) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて十分な配慮をしている。
- b) 離乳食を進めるに際しては、その意義や留意点に基づいて配慮しているが、十分ではない。
- c) 離乳食を進めるに際し、その意義や留意点に基づいた配慮をしていない。

評価の着眼点

- 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。
- 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。
- 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。
- 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。
- 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、離乳食を進める際の基本的な留意点などに関する援助内容を具体的に評価します。

(2) 趣旨・解説

- 離乳を進めるにあたっては、基本的な栄養摂取量と進度に関する知識を共有しながら、開始時期やすすめ方、量などは個人差があることに留意し、無理をせずに養育者と栄養士等の担当者が密に連携しながら調整していくことが大切です。
- 離乳食には、①エネルギーや栄養素の補給 ②咀嚼（噛むこと）の発達 ③味覚の発達 と大きく3つの目的があります。離乳とは乳をやめることではなく、母乳やミルクの液体から一般的な食事、固形食に移行していくことです。
 - ①栄養補給 乳児は成長（発育・発達）するにつれて、母乳やミルクだけでは不足するエネルギーや鉄分等の栄養素を補っていく必要があります。乳児の成長に見合った食品を使い、その時期にふさわしい形態に調理して提供します。
 - ②咀嚼機能 乳首から吸って飲む（吸綴）活動から、離乳食を与えることで食べ物を「飲み込む」「舌と上あごでつぶす」「歯ぐきでかみつぶす」と発達していきます。また、食べさせてもらっていた乳児も次第に自分の手で食べ物を口に運べるようになります。
 - ③味覚の発達 母乳やミルク以外の味を知るということは、乳児の味覚の幅をぐっと広げます。食べる楽しみも増え食べる喜びを親と共有することができるようになることが、心の豊さにつながります。
- 離乳食開始にあたっては、医師（嘱託医）と相談の上、食物アレルギーへの対応も必要です。

(3) 評価の留意点

- 離乳食について、マニュアル等によって施設内で基本的な知識、離乳食の意義、具体的な援助方法などが共通理解されていることを確認します。
- 離乳食が養育者と栄養士等の連携のもとにすすめられていることを確認します。
- ネグレクトなどの虐待や発達の遅れにより、咀嚼できずに丸呑みしていたり、味への抵抗をしめしたりする子どもには、その子に応じて、形態をもどして咀嚼機能を促すなどの治療的対応についても評価します。
- 食物アレルギーへの対応については、A-2-(2)-④**栄養管理**で評価します。

~~A⑩ A-2-(2)-③~~ **A⑧** ~~A-2-(2)-③~~ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫に配慮を払っていない。

評価の着眼点

- 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気でき食事ができるよう工夫している。
- 子どもが食べやすいように、身体に合わせてテーブルと椅子の高さを適切に調整している。
- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。
- 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。
- 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。
- 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと視線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。
- 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。
- お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。
- 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。

~~口食の安全安心に配慮し、なるべく地元の食材を仕入れるように心掛けている。~~

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 食事は、乳幼児の身体的成長の基本であることから、年齢等に合った調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの乳幼児に配慮することが大切です。
- また、食事は心を育てるうえでも重要な意味があります。食事がおいしく楽しいものであるという共感を持ちながら、子どもの食事への意欲を育てることが大切です。
- 食堂の雰囲気や食器類は、食事を楽しめるようにするための工夫がなされていることが大切です。また、食器類は個人用のものを用意したり、食材の種類が分かるような調理方法を工夫したり、さらに、子どもと養育者等と一緒に調理を行ったり、テーブルでおかずをお互いによそうといったことも、食事に関わる大切な取組といえます。
- 食物アレルギーを持つ子どもは、成長にそって長い治療が必要になる場合もあります。医師の指示に基づきアレルゲンの除去食の実施、除去食の解除など治療という観点を持ち対応を行います。

(3) 評価の留意点

- 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気の中で食べることができるような環境づくりを通して精神的な安定と発達を促していく取組が行われているかを確認します。
- 離乳食から幼児食へ移行期は、食事の摂取量や嗜好などの個人差がはっきりしてくる時期でもあります。小食児や食べ方の遅い子どもなどに対し、個別の対応がどのように行われているかを確認します。
- 食育に関する取組はA-2-(2)-④栄養管理で評価します。
- 食育に関する取組及び食物アレルギーへの対応については、A-2-(2)-④栄養管理で評価します。
- 本県では、地域における「食」と「農」の関係を深め、豊かで健康的な暮らしを実現するため、身近な地域で作られた旬の食材や安心感のある食材を使用する地産地消の考え方に配慮する取り組みを評価します。また、食への関心を持たせ、興味を持って食事ができるよう、食育に関する取り組みも評価します。

【判断基準】

- a) 適切な栄養管理が行われている。
- b) 栄養管理を行っているが、十分ではない。
- c) 栄養管理を行っていない。

評価の着眼点

- 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。
- 栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。
- 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。
- 乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。
- さまざまな「食育」への取組を行っている。
- 発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、栄養管理の実施状況について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児の栄養は、基本的な命の保障のために必要なものであり、順調な発育・発達に大きく影響します。基本的な月齢別栄養所要量（水分量を含む）をもとに栄養摂取を進めることが不可欠です。また、食を通じて子どもの心と身体の成長を支えるためには、個人の体調変化や食物アレルギーへの適切な対応を検討し、実行する栄養士・調理師・保育士等の連携体制が必要です。

○食をとおして子どもの心身の健全育成を図る取組を意図的に行っていくことを「食育」といいます。「食を営む力」は生涯にわたって育成されていくものです。乳幼児期は「豊かな人間関係のなかで食を楽しむことができる」その基礎を培う大切な時期であり、意識的に取り組むことが大切です。

(3) 評価の留意点

○身体的発達が著しい乳幼児期に適切な栄養を摂取することは、その後の成長にもかかわる重要なファクターです。専門的知識に基づいた献立の作成、実際の摂取量の把握、アレルギーや疾病への配慮などを基本とし、一日一日の乳幼児の体調や様子に合わせた栄養管理が行われているかを確認します。

○食物アレルギーへの対応については、離乳食開始期のアレルギーの有無のチェックや、その後のアレルギー除去食の提供の実態を確認し評価します。

○食事への興味関心を育てるために、食事を一緒に作ったり、野菜を育てたりする体験も大切な取組です。「食育」への取組（栄養指導や食事作り野菜づくり）を確認し評価します。

A-2-(3) 衣生活日常生活等の支援

A⑫ A-2-(3)-④ A⑩ A-2-(3)-① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

【判断基準】

- a) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意し、状況に応じて適切に使用している。
- b) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類を用意しているが、状況に応じた使用が十分ではない。
- c) 気候や場面、一人ひとりの乳幼児の発達に即した清潔な衣類が十分に用意されていない。

評価の着眼点

- 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。
- 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。
- 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。
- 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中のないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。
- 衣類は個別化し、個人別に収納している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、衣類の準備や管理等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○衣類は、寒暖の状態に適した枚数と厚さを考慮し、活動を阻害せず、清潔を保ち、肌に刺激のない素材を選択する等の対応が必要です。また、衣類は個別化し、個人別に収納するなど自分で好きな衣類を出して着替えたり片付けたりすることを楽しめる工夫も大切です。

(3) 評価の留意点

○衣類管理の基本である清潔さに加えて、気候や場面の变化、心身の発達に応じて、乳幼児が常に快適な状態でいられるような具体的な援助が行われているかを確認します。

○材質、サイズ、動きやすさ、着脱のしやすさなどに配慮した衣類が、一人ひとりの乳幼児に個別に用意されていることを確認します。

○一日の中でも天候や気温の変化、乳幼児の活動状況などに応じて適宜着替えを行うなど、生活場面での個別の援助が、職員全体の共通理解のもとに行われているかを確認します。

○衣類管理・援助に関する取組を、訪問調査によって具体的に確認して評価を行います。

A-2-(4) 睡眠

~~A⑬~~ A-2-(4) = ④ ~~A⑪~~ A-2-(3)-② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう
取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、具体的な工夫を行っている。
- b) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう、睡眠環境を整え、工夫を行っているが、十分ではない。
- c) 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいない。

評価の着眼点

- 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。
- 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。
- 睡眠時の状況を観察している。
- 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、睡眠を快適に十分にとることができるようにするための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳幼児にとって睡眠は、心身の発達に重要な影響を与えます。本評価基準では、安定した睡眠のための支援について、環境整備や個々の乳幼児の発達・心理に配慮した具体的な職員の対応などの取組について評価を行います。

○快適な睡眠環境を確保するためには、室温や湿度に配慮し、静かで適度に暗く眠りやすい環境や雰囲気を整えることが必要です。見回りの際に、表情や呼吸の確認ができる程度の照明を使うことができること、さらに気候に適した快適な寝具を用意することも大切です。

○心地よい眠りが機嫌のよい目覚めをもたらし、生き生きした心の働きが外界へ向かって活動をはじめるといえます。こうした安定した睡眠が、発達に応じて十分に確保できるように、個々の乳児の気持ちに配慮し、快く就眠できるように工夫することが求められます。

○寝ている時間の長い乳幼児にとって、環境面での不備は皮膚疾患や呼吸器系の疾病など直接健康を害する原因となり、心身の発達を妨げる要因となります。

(3) 評価の留意点

○ベッド、寝具、照明、換気、室内の温度・湿度などの状況を、訪問調査によって確認します。

○入所前に乳幼児に適切な養育環境が提供されなかったことにより、良好な睡眠のリズムが獲得できていないこともあります。良い眠りにつくための入眠時の支援など、リズムを獲得させるための工夫が行われているかについても確認を行います。

○着眼点の具体例として、環境面では湿温計を備え付け、乾燥時には加湿器、多湿期には除湿器などを使用し、適温・適湿を保っているなどの取組、また、職員の対応としては、安心して心地よい眠りにつけるように、入眠時に子守唄を歌う等工夫している、さわやかな目覚めになるように、目覚めたときに目線を合わせてやさしく声をかけている、一時的に覚醒したときには迅速かつ穏やかに再入眠できるような工夫をしているなどが考えられます。施設独自の工夫・取組があれば評価の対象となります。

○環境面については施設内の見学などで確認し、また、職員の対応については、マニュアルや自立支援計画、養育計画等の計画票、会議録等で確認します。

○乳幼児突然死症候群（SIDS）については、~~A-2-(8)-①~~~~A-2-(4)-①~~で、窒息等の睡眠時の事故については、Ⅲ-1-(5)-①で取り扱います。

A-2-(5) 入浴・沐浴

A⑭ A-2-(5)-④ A⑫ A-2-(3)-③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

【判断基準】

- a) 快適な入浴・沐浴支援を行っている。
- b) 快適な入浴・沐浴支援を行っているが、十分ではない。
- c) 快適な入浴・沐浴支援を行っていない。

評価の着眼点

- 入浴・沐浴を毎日している。
- 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。
- 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。
- 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。
- 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、乳幼児の快適な入浴・沐浴を実行するための環境整備や、工夫等について施設における取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 入浴・沐浴は、清潔を保つため、感染予防の観点から欠かすことができないものです。また、入浴・沐浴は、子どもと大人のスキンシップの場でもあり、ゆっくりと遊びながら、楽しく入浴することによって、子どもたちの歓声と笑い声があふれる場にすることが大切です。
- 適切な入浴・沐浴によって清潔を保つことは、乳幼児の健康維持の基本です。また、養育者（担当職員）とのふれあいや楽しく心地よい体験は、基本的な信頼関係を育み精神的安定・成長へとつながるものです。

(3) 評価の留意点

- 入浴とするか沐浴とするかなど、入浴方法を決める際には、単に年齢で判断するだけでなく、乳幼児一人一人の発達、発育等、個々の状況を的確に把握しながら、最適な入浴方法が個別に採用されているかを確認します。
- 入浴・沐浴を単に健康・清潔の視点だけでとらえるのではなく、乳幼児の心の安定・成長にも目を向けた工夫、取組を評価します。着眼点以外にも施設独自の取組があれば、評価の対象となります。
- 安全管理は前提となりますが、援助方法や設備面などで独自の取組（職員が一緒に入浴する等）があれば評価の対象となります。

A-2-(6) 排泄

~~A15~~ A-2-(6)-④ ~~A13~~ A-2-(3)-④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断基準】

- a) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、具体的な援助方法を工夫している。
- b) 乳幼児が排泄への意識を持てるように、援助方法を工夫しているが十分ではない。
- c) 乳幼児が排泄への意識を持てるような、具体的な援助方法を工夫していない。

評価の着眼点

- おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。
- 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。
- 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、排泄援助に関する具体的な援助方法を、マニュアルや実施記録などの確認と訪問調査によって評価します。

(2) 趣旨・解説

- おむつ交換等の排泄援助では、乳幼児の快適な気持ちを引き出すとともに、健康状態の把握のためにも便の性状、回数、尿の状態等を観察することが大切です。排泄の自立は、自分で尿意や便意を感じ、自分から排泄を予告し、決まった場所で排泄することを、正しい知識に基づきステップを踏みながら進めることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 排泄の自立は乳幼児の成長過程の中で重要なポイントとなります。一人ひとりの乳幼児の発達状況や個性に合わせて適切な排泄の援助を行うことは、乳幼児の自信や自分への信頼感を育てることにつながります。こうした乳幼児の発達過程についての正しい知識に基づき、適切な援助が行われているかを確認します。
- 入所年齢が高くなってきている乳児院においては、性別による排泄の違いが考慮されているかを確認します。

A-2-(7) 遊び

~~A16~~ A-2-(7)-④ ~~A14~~ A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。
- b) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるような工夫を行っていない。

評価の着眼点

- 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。
- 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。
- 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。
- 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。
- 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。
- 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。
- 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるようにするための工夫について、各種取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもは遊びを通じて、運動能力、知的発達、手指の操作等を高めていきます。また、探索心、好奇心を満ち、生き生きと充実して遊ぶことは、精神の健康の維持にも大切です。発達段階の初期から遊びを豊かにするためには、養育者が対応できる機会を逃さず、適切なはたらきかけを行ったり、環境的刺激（遊具、玩具等）を工夫するなど、意図的に遊びの機会や素材を準備していく取組が必要です。
- 乳幼児は遊びを通じて、好奇心を育てたり身体機能の発達を促したりし、自分の世界を広げていきます。それぞれの時期に応じた遊びについて適切な援助が行われることにより、他人との豊かな交流を経験したり社会性を育てていくことにもつながります。

(3) 評価の留意点

- それぞれの乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点からの計画や玩具の用意をするなど、具体的な援助が行われているかを確認します。
- また、一部の玩具については個別化するなど、家庭と異なる環境にある乳幼児に対しての細やかな配慮が行われているかどうかも評価の対象となります。

~~A-2-(8)-A-2-(4) 健康~~

~~A⑭~~ ~~A-2-(8)-①~~ ~~A⑮~~ ~~A-2-(4)-①~~ 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。
- b) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康を管理し異常がある場合は対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの乳幼児に対する心身の健康管理が行われていない。

評価の着眼点

- 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。
- 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。
- 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。
- 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。
- 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。
- ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、日々の乳幼児の健康管理を目的とした、日常的な医療機関との連携や、一人ひとりに対する健康状態の把握等の取組、また、異常がある場合には適切に医療機関を受診することなどの具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 子どもの健康状態の把握については、まず入所時において子どもの健康状態を観察することはもとより、日々、適宜、子どもの状態を観察し、病気の早期発見に努める必要があります。また、何らかの異常が発見された場合には、嘱託医など医師と相談し、適切な処置をとるとともに、必要に応じ保護者等や児童相談所などの関係機関に連絡することも必要となります。

(3) 評価の留意点

- 医療機関などに対し、常日頃から乳児院への理解を求めていくことが大切です。そのために、乳児院による努力の積み重ねが行われているかを確認します。
- 健康状態の把握方法として、体温や鼻汁、咳、喘鳴、便の回数や性状、機嫌などについて、1か月にわたる健康観察記録を記録するようにし、日々の症状の変化が一目で健康状態の流れとして把握できるように工夫するなどの取組が行われているかを確認します。
- 体温測定とその測定結果の活用方法などの内容を含む、日常的な健康管理に関する対応、異常が見受けられた際の医療機関受診等の対応、また、救命処置が必要な場合などの緊急を要する対応などについて、施設としての方針を明確にしているかどうかをマニュアルや熱型表等で確認します。
- 保護者等、児童相談所等への連絡方法について、確実に実施できるようにする工夫が行われているかを確認します。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）については、本評価基準で取り扱います。
- 日常的な連携のために、小児科医、耳鼻科医、外科医、皮膚科医、小児神経科医や療育機関、児童精神科医などの地域医療機関や専門機関などをリストアップしておく必要がありますが、リストの有無については、Ⅱ-4-(2)-①で評価します。

~~A⑭ A-2-(8)-②~~ **A⑯** ~~A-2-(4)-②~~ 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断基準】

- a) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。
- b) 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で対応策をとっているが十分ではない。
- c) 病・虚弱児等の健康管理について、特別な対応策をとっていない。

評価の着眼点

- 病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。
- 服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。
- 専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。
- 専門医や主治医による定例的な診断を受けている。
- 異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、病・虚弱児等の健康管理について、健康観察記録や服薬管理表などの管理ツールの活用状況や、医師との連携体制の構築状況など、具体的な取組を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 病・虚弱児等への対応では、まずその症状を的確に観察、把握することからはじまり、ついでその症状を起こすであろう病気の原因を考え、実際的な対応を行うことが大切です。
- 体調が急激に変化する乳幼児の場合、病・虚弱児等の健康管理には特に注意を払う必要があります。日常的には、日々の健康状態の把握や、服薬、定期的な医療機関の受診その他の留意すべき事項の確実な実施が不可欠であり、状態が変化した場合には速やかに対応できる体制の整備が求められます。また緊急時に限らない専門医や主治医との連携体制を確立する必要があります。

○病・虚弱児等への適切な対応のため、日頃より施設内の嘱託医や看護師等の専門職の連携、外部の関係機関としての専門医や主治医と嘱託医を含めた施設職員との連携が密に行われている必要があります。

(3) 評価の留意点

- 病・虚弱児等への適切な対応のため、日頃より施設内の嘱託医や看護師等の専門職の連携、外部の関係機関としての専門医や主治医と嘱託医を含めた施設職員との連携が密に行われている必要があります。
- 単にいつも注意している、というような抽象的な方法ではなく、リハビリテーション等の特別対応や声のかけ方の工夫、行動を促すための視覚的な提示方法の工夫など、具体的な支援・取組について評価を行います。
- 本評価基準で述べる「病・虚弱児等」は、その児に特化した支援が必要な乳幼児と捉え、身体障がい児、知的障がい児、発達障がい児等も含まれます。

~~A-2-(9)~~ ~~A-2-(5)~~ 心理的ケア

~~A⑭~~ ~~A-2-(9)~~ ~~④~~ ~~A⑰~~ ~~A-2-(5)~~ ~~①~~ 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な乳幼児に対して必要な心理的支援を行うとともに、保護者等への心理的支援も行っている。
- b) 必要な心理的ケアを行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な乳幼児と保護者等に対して、支援を行っていない。

評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。
- 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。
- 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。
- 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、自立支援計画や養育計画に基づく心理的支援内容の明示と支援の実施状況、心理的支援を行うための体制整備の状況等について、評価します。

(2) 趣旨・解説

- 入所する乳幼児と家族の状況が複雑化・深刻化する中で、心理的支援の重要性が高まっています。日常生活の様子から、愛着関係の構築や発達状況などの課題を把握し、個別的な支援を行うことが大切です。

(3) 評価の留意点

- 「乳児院における心理職のガイドライン」(全国乳児福祉協議会出版)を参照し、乳児院における心理職の業務内容について理解がなされているかを確認します。
- 本評価基準の評価対象となる取組には、施設で生活する乳幼児への心理的ケアだけでなく、親子関係の構築、家族との再統合・家庭復帰を視野に入れた、保護者等への心理的支援等も含まれます。

~~A-2-(10)~~ ~~A-2-(6)~~ 施設と家族との信頼関係づくり親子関係の再構築支援等

~~A⑳~~ ~~A-2-(10)-①~~ ~~A⑱~~ ~~A-2-(6)-①~~ 施 施設は家族との信頼関係づくりに

取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

【判断基準】

- a) 施設は家族との信頼関係づくりに積極的に取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。
- b) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいるが、家族からの相談に応じる体制は十分ではない。
- c) 施設は家族との信頼関係づくりに取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。
- 施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気大切にしている。
- 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。
- 保護者等の相談に積極的に応じるための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。
- 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。
- 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、施設が家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制（ファミリーソーシャルワーク機能）を確立しているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設は、家族関係の調整のために、まず家族との信頼関係作りを行わなければいけません。
- 家庭との関係調整には、平成11年から配置されている家庭支援専門相談員の活用が重要です。
- 職員は、子どもの日常生活の様子や幼稚園、地域、施設行事等の予定や情報を、家族に随時知らせる必要があります。その際に子どもの協働養育者としての視点に立つことが大切です。
- 保護者等と子どもの愛着関係の確立や保護者等の養育意欲の形成を促すためには、専門的な見地からのサポートが必要です。施設の職員は、家族の不安や抱えた心理課題を受けとめ、寄り添い、課題に向けた具体的な示唆ができるよう、専門性を高めることが求められます。
- 家庭との調整のためには児童相談所との連携は不可欠です。家族の状況や入所後の経過について情報を共有し、協議が行われる必要があります。
- 児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、保護者等の相談に積極的に応じることのできる専門的なチームを作るように心がけることが大切です。

(3) 評価の留意点

- 施設が家族に積極的に働きかけを行っているかどうかを記録等で確認します。
- 施設と家族との信頼関係を構築するためには、家族の現状を細かく理解することが重要です。施設と児童相談所との情報交換の状況を記録等で確認します。

A-2-(11) 親子関係の再構築支援

A⑭ A-2-(11)-① A⑲ A-2-(6)-② 親子関係の再構築等のために、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 親子関係の再構築等のために、家族への支援に積極的に取り組んでいる。
- b) 親子関係の再構築等のために、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 親子関係の再構築等のために、家族への支援に取り組んでいない。

評価の着眼点

- 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。
- 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。
- 子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。
- 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。
- 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。
- 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。
- 保護者と同様に里親への支援を行うとともに、連携を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、親子関係再構築のための家族への支援の取組状況等について評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第23条により、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図ることが規定されています。また第25条には児童相談所等の関係機関と密接に連携して家庭環境の調整に当たらなければならないと規定されています。

○「社会的養護の課題と将来像」でも、社会的養護の共通事項の課題と将来像として、3番目に親子関係再構築支援の重要性があげられています。

○親子関係の再構築のためには、児童相談所との連携や協働が大切です。児童相談所の作成した援助指針をもとに支援方針を作成し、支援を展開します。支援を展開する上では、子どもと家族との関係性の現状を丁寧にアセスメントし、そのアセスメントを基に、より具体的な支援方針を策定し、実践し、評価し、再アセスメントするシステムを構築しておくことが大切です。

○特に入所時の保護者等と話し合いにおいて「親子関係再構築」が目標となるケースにあっては、そのプロセスづくりに、面会・外出・一時帰宅が重要な要素となります。取組にあたり、施設職員が親子関係の再構築にあたっての留意点や保護者等の課題に対する認識を十分に持っていることが大切です。

○支援する際に、施設は保護者等とともに子どもを養育するという立場を明確にし、具体的な家庭支援計画を立案し、保護者等と共に実践することが大切です。

○面会・外出・一時帰宅などの際に、保護者等の不適切なかかわりや、強引な引取り（施設からの強引な連れ出しや外出から施設に戻さない等）があった場合には、子どもの命と安全・安心を守ることを最優先にし、関係機関との連携によって適切な対応をとることが必要です。

○取組には、家族等との交流の乏しい子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

(3) 評価の留意点

○親子関係再構築の評価を行なう場合、以下のようなケースがあることにも留意しておく必要があります。

1① 養育拒否等の理由により、特別養子縁組が前提となる支援を行う場合の取組評価

2② 養育里親への措置変更が前提となるケースの評価

3③ 保護者等の精神疾患等の理由により家庭引取りは困難だが、子どもとのかかわりは面会等の機会を通して継続するケースの評価（児童養護施設への措置変更が考えられるケース）

4④ 入所の際の課題が克服され、家庭引取りが可能なケースの評価

5⑤ 社会資源を利用することにより家庭引取りを促進するケースの評価

○面会、外出、一時帰宅の際に、施設が子どもや保護者等と協議の上で目標を立てているかどうか確認します。

○一時帰宅の際に児童相談所と協議を行い、連携し、家庭訪問等を実施しているか確認します。

○施設内において、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員、担当養育者、里親支援専門相談員、施設長等の中で、ケース会議が定期的実施され、記録を残しているか確認します。

○児童相談所との間において親子の関係性についての具体的な情報交換の記録を確認します。

A-2-(12) スーパービジョン体制

A22 A-2-(12)-① スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に積極的に取り組んでいる。
- b) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) スーパービジョンの体制が確立していない。

評価の着眼点

☐スーパーバイザーを配置し、いつでも相談できる体制を確立している。

☐職員に対するスーパービジョンを定例的に行い、職員がひとりで問題を抱え込まないように、スーパーバイザーなどを通じて、組織としての働きかけをしている。

☐スーパーバイザー以外にも職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人ひとりが支援技術を向上させ、施設全体の支援の質を向上させるような取組をしている。

☐スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるよう、研修に参加するなど質の向上に努めている。

☐国が定める基幹的職員を設置している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、施設がスーパービジョン体制を確立し、職員の支援技術の向上や組織力の向上に取り組んでいる状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員一人が子どもの問題を抱え込み、バーンアウトしたり、被措置児童等虐待が起きないようにするため、人材育成の面からも権利擁護の面からも施設におけるスーパーバイズ体制の確立は必要です。

○平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員」を各施設に1名設置することができるようになりました。

○施設においては、スーパーバイズ体制を確立するとともに、職員相互に評価し、助言しあうといったチーム支援の推進を図っていくことが重要です。

○さらに、スーパーバイザーは、職員からの信頼が得られるようにするため、外部研修に参加するなど、情報収集や技術の向上に努めていることが必要である。

(3) 評価の留意点

○基幹的職員を設置している場合、チーム支援の体制として機能しているか、またキャリアアップの仕組みとして位置づけられているかについて確認します。

○施設長、スーパーバイザー、基幹的職員等や心理担当職員は、研修の他に必要に応じて外部の専門家等によるスーパービジョンを受けているなどの取組も評価します。

A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

A⑳ A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。
- b) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるような取り組みはしていない。

評価の着眼点

□子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。

□退所後、施設に相談できる窓口（担当者）がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。

□児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、退所した子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援（アフターケア）について、施設における体制や関係機関との協力等がどのように構築され、具体的に実践されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもは、自分の家と家族から分離され、乳児院での養育・支援を受け、そして退所によってまた新たな生活を送ることは、とくに乳児にとっては大きな影響を受けることになります。

○そのため、言葉では表現できない子どもの気持ちを受け止めて配慮をする必要があり、退所先に応じて新しい生活に移ることもにとって大きな影響を与えないように努めなければなりません。

○できる限り養育・支援の一貫性を確保しつつ、新しい生活へのスムーズな移行とその後の安定した生活を送ることができるよう、退所に向けた支援と退所後の支援は施設にとって重要な業務として捉え、支援体制を整え、必要に応じて関係機関や支援団体との協力関係を構築しながら実践していく必要があります。

(3) 評価の留意点

○一人ひとりの子どもの状況に即して、退所後の生活を見越した取組が行われているかを、自立支援計画や記録により確認します。

A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備

A②) A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。

【判断基準】

- a) 継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいる。
- b) 里親支援の取り組みは行っているが、十分ではない。
- c) 里親支援の取り組みは行っていない。

評価の着眼点

- 養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。
- 里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。
- 里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。
- 里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。
- 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。
- 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、継続的な里親支援の体制を整備し、積極的に取り組んでいるかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳児院は、里親支援の拠点としての地域支援機能が期待されています。

○里親支援には、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）のほか、里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）の活用が重要です。

○自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、里親を希望する地域の人たちを対象に相談を行ったり、専門里親・未委託里親等の研修を受け入れたり、里親のレスパイトを行うなどの継続的な支援体制を整備すること等が求められます。

○里親支援専門相談員の業務内容には、里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、マッチング、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談等があげられます。

○児童相談所の担当児童福祉司との連携を丁寧に行い、里親等の相談に積極的に対応することができる専門的なチームづくりを図ることが大切です。

(3) 評価の留意点

○施設が里親委託・継続的な里親支援の体制を整備し積極的に取り組んでいるかどうかを記録等で確認します。

A-2-(9) 一時保護委託への対応

A22 A-2-(9)-① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

a) 一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

b) 一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。

c) 一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。

一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。

入所時の健康管理に努めている。

感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。

多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親、児童福祉施設等）の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○乳児院は、乳児について児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○「養育保障のための子どものアセスメント」、「家族再構築のための親子の関係性アセスメント」、「養育の場をつなぐための社会資源アセスメント」など、児童相談所との連携の下で、乳児院のアセスメント機能の充実を図る必要があります。

○乳児が一時保護になる理由はさまざまです。一時保護後の養育環境（家庭復帰・里親・他の児童福祉施設等）の確保に向けては、多様な職種が連携・協働した、アセスメントに基づく支援が求められます。

○入所時の健康診断については、原則児童相談所が実施することを乳児院は求めています。場合によっては健康診断を未実施のまま入所することも考えられます。その場合には、速やかに医療機関と連携してその対応を図ることが求められます。

○受け入れに当たって、事業計画等への記載とともにマニュアルが整備されていることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設が一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。

A23 A-2-(9)-② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。

【判断基準】

- a) 緊急一時保護を受け入れる体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。
- b) 緊急一時保護を積極的に受け入れているが、受け入れ体制が十分ではない。
- c) 緊急一時保護を受け入れる体制が整わず、受け入れを行っていない。

評価の着眼点

児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。

緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。

観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。

入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。

感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。

受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童虐待に係る児童相談所への通告には、事例によっては直ちに安全の確認、緊急保護の必要な場合もあります。子ども虐待対応の手引き（厚生労働省）では、生命に関わるなど重大な事件が発生する前の対応を進めるうえで、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応する事を原則とすべきとしており、乳児や重度の障害を有する子ども等は、児童相談所における一時保護が困難な場合があり、その子どもに対応できる施設への委託一時保護を検討するとしています。

○乳児院は、乳児について児童相談所から緊急一時保護委託を受け、アセスメントを含めた一時保護を担う機能が期待されています。

○子どもの生命を守るための緊急一時保護の場合、子どもの情報がほとんどない場合もあり、受け入れに当たってのマニュアルが整備されていることが求められます。

○緊急一時保護委託の場合は、夜間・休日等に入所してくる場合があります。その場合健康診断等を受けてこられないこともあることから、入所後速やかに医療機関と連携して対応を図ることが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設が緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っているかどうかを、事業計画等への記載とともに記録等で確認します。